

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)

クリッピング契約代行業務について



公益社団法人日本複製権センター

《本日ご紹介する内容》

1. JRRCのメインの事業について
(著作権のうち、複製権等の管理事業)
2. クリップング契約代行業務について

- 1. JRRCのメインの事業について
(著作権のうち、複製権等の管理事業)**
2. クリップング契約代行業務について

《公益社団法人日本複製権センターの概要》

**新聞、雑誌の記事、学術論文、小説、美術作品、写真、イラスト、漫画等の著作権のうち複製権等を集中管理している公益団体
著作権に関する知識の普及(著作権講座・セミナー開催)も行っている。**

名 称 : 公益社団法人日本複製権センター(略称「JRRC」 ジェイ・アール・アール・シー)

Public Interest Incorporated Association Japan Reproduction Rights Center (JRRC)

所 在 地: 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル7階

設 立 : 1991(H3)年9月30日

(社団法人許可 1998(H10)年10月1日)

(著作権等管理事業者登録 2001(H13)年11月14日:登録番号第01008号)

(指定著作権等管理事業者指定 2002(H14)年3月7日)

(公益社団法人移行認定 2012(H24)年3月21日)

会員団体: 日本著作者団体連合

一般社団法人学術著作権協会

一般社団法人新聞著作権協議会

関係団体: 公益社団法人日本専門新聞協会

一般社団法人日本雑誌協会

一般社団法人日本出版著作権協会

JRRCの管理著作物の詳細

●新聞： （一社）新聞著作権協議会（新著協*）加盟の99紙（朝日・毎日・読売・産経等、ほぼすべての地方紙を含む合計68社）、日経4紙、専門新聞も30紙以上 * CCNP <https://www.ccn.jp/>

●雑誌・書籍： 約10万点

●著作者： 約15,000人 （小説、美術作品、写真、イラスト、漫画等の著作者）

JRRC著作物管理データベースで検索→<https://duck.jrrc.or.jp/bibliography/search>

JRRCの事業について



【管理委託範囲・利用許諾条件】

- (1)日本の著作物であること
- (2)次の目的での紙から紙への複写、ファクシミリ送信、電磁的複製であること
- (②～④)については選択的に委託することも可能)

- ①譲渡を目的としない複写(使用料規程:第2節記載)
- ②譲渡を目的とした複写及びその複製物の譲渡(使用料規程:第3節記載)
- ③ファクシミリ送信(使用料規程:第4節記載)
- ④譲渡を目的としない電磁的複製(使用料規程:第5節記載)

- (3)対象範囲が少範囲・少部数・小規模であること

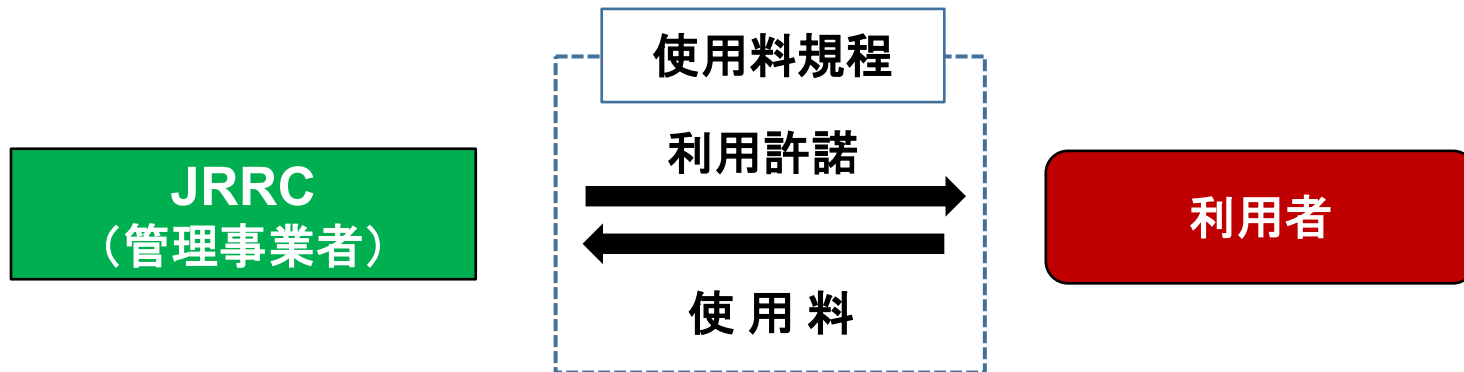
※出版物全体の30%または60頁のいずれか少ない方であり、紙への複写30部以内、電磁的複製40人までの共有であること。

(2025年4月1日より、紙への複写が20部以内から30部以内、電磁的複製が30人までから40人までの共有に拡大しました。)

「譲渡を目的としない」とは、組織内部での利用(内部利用)を意味します。

利用目的が異なれば、各部課それぞれが、ここにお示した範囲内で複製可能です。

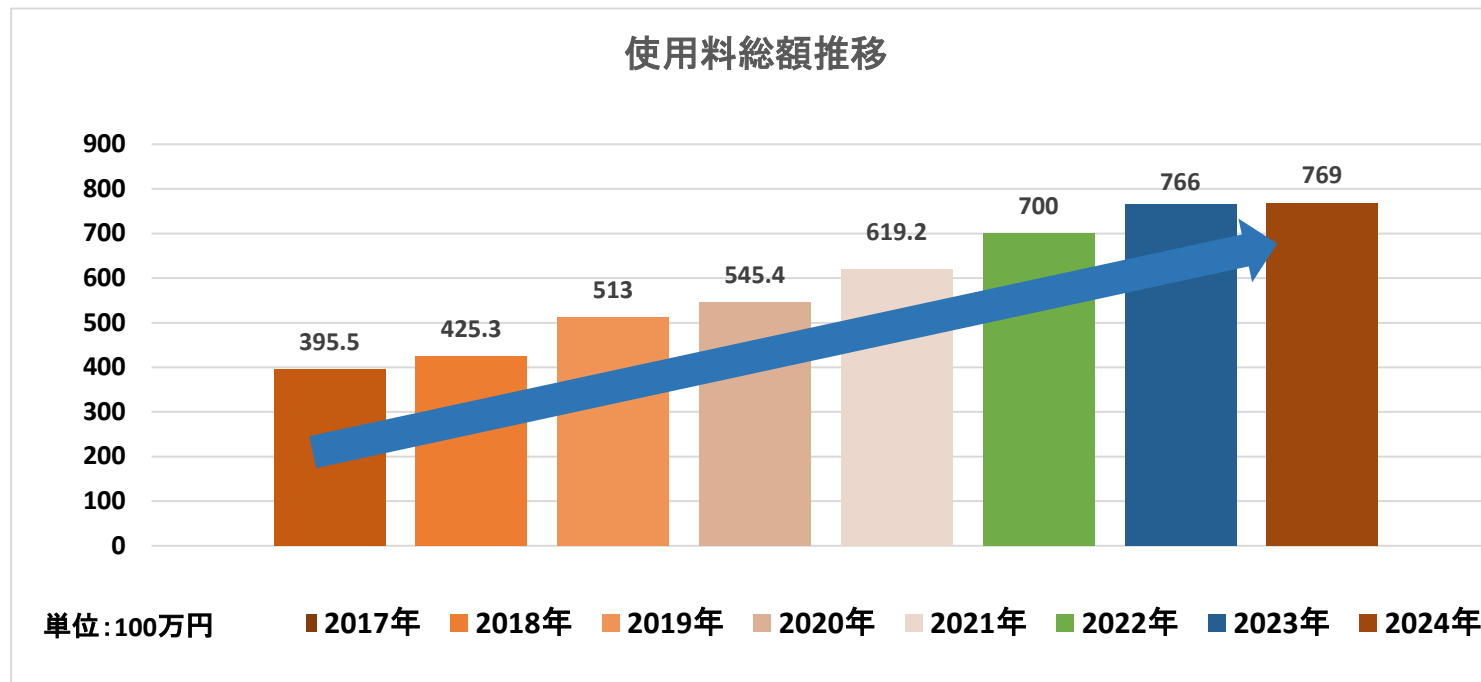
☑ご契約者数は右肩上がりです。



利用契約者数 **約2,670件(契約企業・団体数 約5,550者)**

※2025年3月31日現在(主な契約者は上場企業・官公庁・教育機関等)

使用料総額 **約769百万円**(2024年度実績)



☑**JRRCの包括許諾契約**はリーズナブルな価格設定です。

※少ないご負担で、全従業員が適法に複製いただけます。組織内で簡便かつ安心・安全に著作物の複製利用を行っていただくための契約です。

●紙から電磁的複製を含む許諾： 従業員一人あたり**年間265円**

●紙から紙の複製の許諾のみ： 従業員一人あたり**年間120円**

【従業員一人あたりの標準単価】

年間利用許諾料(包括許諾・簡易方式の場合)

許諾期間: 4月1日～翌年3月31日

(民間企業は研究費対売上費により標準単価が約10%増減する場合あり)

	電磁的複製含む	複写のみ
標準単価	@265円	@120円
最低使用料	12,000円	

使用料規程は<https://jrrc.or.jp/aboutjrrc/disclosures/#a1>から確認いただけます。

【年間使用料シミュレーション】

従業員人数	電磁的複製を含む	複写のみ
(最低使用料)	45人まで 12,000円	100人まで 12,000円
300人	79,500円	36,000円
1,000人	265,000円	120,000円
5,000人	1,325,000円	600,000円

組織内での著作物の複製利用をご確認ください

業務目的で、新聞・雑誌等の記事又は書籍の一部分(以下「新聞等」という)を複製して利用する際には、権利者の許諾が必要です。

著作物の複製を主に行う部署(例: 広報部門・秘書室等)に限らず、組織全体として正しい著作物の利用ができているかどうか、いま一度ご確認ください。

【次のような利用には権利者からの許諾が必要です】

- ・業務上の参考資料とするため、新聞等を複写する行為
- ・組織内で情報共有のために新聞等をコピーし回覧する行為
※新聞の「クリッピングサービス」に該当の利用を除く
- ・新聞等をコピーし会議資料として利用する行為
- ・組織内のイントラネット上で新聞等のPDFを共有する行為
- ・テレワーク中に自宅にある新聞等を複製し、業務に活用する行為 etc.

仕事に有益な情報を迅速に共有したいと思って複製したことが複製権等の侵害になってしまいます！

組織内における新聞記事の複製利用

内部利用

外部提供

著作権法第42条『裁判手続及び立法又は行政の目的のための内部資料』とする場合

すべての職員が、単発的に新聞記事を複製する場合

特定の部署の職員が高い頻度で反復的・継続的に新聞記事を複製する場合

『権利制限』による複製

JRRCとの『包括許諾契約』による複製

※外部の方が参加する官公庁主催の会議・打合せも内部利用です。

各新聞社との『クリッピング契約』による複製

※新聞社に都度申請も可能ですが煩雑になります

各新聞社への個別の『事前申請』による複製

- 各新聞社に事前申請して許諾を得る必要あり。
- 各新聞社ホームページの『著作権・著作物の利用申請』等のリンクから申請要。



権利制限がある場合を除き、いずれの場合も権利者の許諾が必要であり、無断複製不可
※著作権法第30条の『私的使用のための複製』は、業務目的の複製の場合は適用されません。

組織内での著作物の複製利用をご確認ください

知らないうちに組織内で著作権侵害が発生しているかもしれません・・・

社会

TX運行会社の著作権侵害を認定 本紙記事をスキャンして無断で社内ネットワークに掲載 東京地裁判決

2022年10月6日 18時12分



東京地裁、高裁などが入る裁判所合同庁舎＝東京・霞が関

つくばエクスプレス（TX）を運行する首都圏新都市鉄道（東京）が東京新聞の記事を無断コピーして社内ネットワークに掲載したとして、発行する中日新聞社（名古屋）が約4240万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁（柴田義明裁判長）は6日、著作権の侵害を認め、同鉄道に約192万円の支払いを命じた。

判決などによると、同鉄道は、TXが開業した2005年度から19年度までの間、TXや沿線地域に関する紙面記事をスキャンし、全従業員（約530～730人）が閲覧できるイントラネットに掲載していた。

判決は、事故の記事などについても「表現上の工夫をしている」として著作物と認定。少なくとも591本の記事の著作権が侵害されたとし、1記事当たり3000円の損害を認めた。

同鉄道を巡っては19年、本紙を含む新聞各紙の記事の無断利用が判明。中日新聞社は、長期間にわたり組織的に著作権侵害を繰り返したとして、20年2月に提訴した。日本経済新聞社も同様の訴訟を起こし、東京地裁で11月30日に判決の予定。

中日新聞社の北嶋弘和電子メディア局長のコメント 弊社が指摘した新聞記事について、「創作的な表現であり、著作物である」との判断が下されるなど、著作権侵害が認められたことは評価したい。ただし、賠償額に係る弊社の主張が認められなかった部分があり、その点については疑問もある。判決文を精査した上、今後の対応を考えたい。

首都圏新都市鉄道のコメント 判決文を精査していないのでコメントは差し控える。

（東京新聞2022年10月6日記事 利用許諾取得済）

本紙記事コピー
契約締結せずに
PDF化し共有
松山市企画戦略課
松山市の企画戦略課で、愛媛新聞の記事のコピーを許諾を得ることなくPDF化し、ファイルサーバーに保存し共有するという著作権侵害の疑いがある行為が2年半余り続いていたことが16日までに分かった。記事コピーの許諾は得ていなかった。同課によると、2020年度から市に関する同紙記事のスクラップを課内（20人弱）で閲覧後、記録用としてPDF化し、他課からもアクセス可能な企画戦略課名のフォルダーに保存していた。PDFの存在に気づいた他課の職員から著作権侵害に当たるという指摘を受け、愛媛新聞社に相談の上、データを削除し、電磁的複製の契約を結ばなければならぬ。市は結んでいなかった。市は、日本複製権センター（JRCR、東京）と「複製物の譲渡を目的としない著作物の複製」について包括的な年間利用の契約を結んでおり、愛媛新聞を含め、センターが管理を委託している新聞などを小部分、少部数コピーすることは認められていた。ただし、PDF化して組織内で共有する行為は、複製の契約と併せて電磁的複製の契約を結ばなければならぬ。市は結んでいなかった。市は、複製権の譲渡を許される複製の頻度は1紙当たり月5本程度、保存期間は1カ月で、それを超える場合は著作権者とクリアリング契約を結ぶ必要がある。センターは一般論として「複製（アナログ複製）と電磁的複製（デジタル複製）の利用行為は全く別の行為であり、許諾を得ずに利用

①つくばエクスプレスの運行会社が新聞記事をスキャンして社内LANに掲載していた著作権侵害事例地裁判決の報道。

（2022年10月／2023年6月8日に知財高裁判決も出ている）

②松山市が愛媛新聞の記事を許諾なくPDF化して、ファイルサーバー共有していた著作権侵害の疑い事例の報道で、現在では是正済。

（2023年2月）

蒲郡市、中日新聞記事などPDF化し無断共有 職員間で10年余

2024年7月26日 05時10分 (7月26日 05時11分更新)



蒲郡市役所

愛知県蒲郡市が、許諾を得ずに中日新聞などの新聞記事コピーをPDF化し、職員向けのイントラネット（通信網）で共有する著作権侵害の疑いがある行為を、10年余り続けていたことが分かった。

同市秘書広報課によると、2014年度から市に関する全国紙、地元紙、業界紙の8紙の記事のスクラップを記録用にPDF化し、職員閲覧用として共有フォルダーに保存していた。記事は事務系職員約400人のパソコンのほか、消防署、保育園、市民病院などの共有パソコン約200台で閲覧可能だった。

「著作権侵害にあたる」との内部通報を受け、市は25日、記事の閲覧を停止した。同市は「市に関する記事は職員全体で共有しようという狙いだった。著作権侵害の認識はなかった」としている。今後、職員には部署などにある新聞を直接閲覧してもらうという。

新聞紙面や新聞社が運営するウェブサイトに掲載された記事や写真を私的利用の範囲を超えて利用する場合、著作物使用申請をし許諾を得て、著作権料を支払うなどの必要がある。

東京新聞記事を無断で社内ネットワークに掲載して利用したとして、発行元の中日新聞社がつくばエクスプレス（TX）を運行する首都圏新都市鉄道（東京都）を訴えた訴訟では今年4月、同鉄道の著作権侵害と賠償責任を認める判決が確定している。

中日新聞社の北嶋弘和電子メディア局長の話 記事や写真は貴重な知的財産であり、法令を順守すべき行政機関が長期間、組織的に無断使用したのは許されることではない。

③愛知県蒲郡市が許諾を得ずに新聞記事のコピーをPDFし、同市職員用のイントラネット上で共有していた著作権侵害の疑い事例の報道。
(2024年7月)

新聞など100社の記事1万3000本を無断で社内共有か コンサル会社代表ら書類送検

2025/5/30 13:02



警視庁

新聞や雑誌の記事を無断でコピーし、社員らが閲覧できる会社内の内部通信システムやメールで共有したとして、警視庁生活経済課は30日、著作権法違反（複製権の侵害）の疑いで、投資コンサルティング会社「ジェイ・ウィル・エックス」（東京都千代田区）代表の男（60）＝東京都港区＝と社員の男（43）＝荒川区、法人としての同社を書類送検した。起訴を求める「嚴重処分」の意見を付けた。捜査関係者への取材で分かった。

捜査関係者によると、男らは令和5年7月～6年10月、「産経新聞」「上毛新聞」「ザ・ファクタ」など新聞・出版5社の記事計16本を許諾を得ずに複製し、著作権を侵害した疑いが持たれている。容疑をおおむね認めているという。

社員の男らは日常の業務として、有料データベースなどのニュース記事の中から業務に関連するものをチェックして全文をコピーし、内部通信システムに掲示したり、メールの本文欄に貼り付けて送信したりして、グループ会社の社員ら約100人に共有していたという。主に社会や経済分野の記事を共有しており、社会情勢などを把握して投資やコンサルティングの業務に生かす目的だったとみられる。

令和5年以降、新聞、雑誌、テレビなど約100社の記事計約1万3000本を無断コピーして共有していたとみられる。



産経新聞社の見解は以下の通り。

「本紙を含む全国紙、地方紙、専門紙誌の記事が無断で日常的、継続的に利用されていることは大変残念です。新聞記事は、著作権法が保護する知的財産です。適正な手続きを経た利用者の権利と公平性を守るためにも、関係者には、知的財産権の重みを認識し、コンプライアンス（法令順守）を徹底するとともに、今後は適切な利用を求めます。これからも、著作権を含むすべての知的財産が適切に守られ、創造性が相互に尊重される社会を目指します」

[> 記事の利用の仕方「理解が必要」と専門家](#)

④投資コンサルティング会社が産経新聞、上毛新聞等100社の記事13,000本を無断で社内共有していた件で書類送検となった事例（2025年5月）

産経新聞URL

<https://www.sankei.com/article/20250530-DYECZY5O55K3BKBIEBM3DN2RHQ/>

及び

<https://www.sankei.com/article/20250530-HMEEGCAAJRKGJJFH5I6UQB6BZE/>

記事を会社内で参考資料に、SNSで紹介… 専門家「利用の仕方の理解が必要」

2025/5/30 13:07

橋本 愛

記事の無断転載は違法となるケースがある

- 自分で見返すため、学校の授業などで利用するために複製
→ **許諾不要**
- 許諾なく記事を複製して配る、交流サイト(SNS)にアップロードする
→ **著作権侵害のおそれ**

記事を利用する際は

- 複製などをする場合は許諾を得る
- 引用の際は出典を明記し、本文内に必要な範囲で
- URLを貼り要約文を付けて紹介する方法も

※唐津真美弁護士への取材に基づく

記事の無断転載などの問題を巡っては近年、新聞記事を画像データ化し社内の内部通信システムに掲載していた鉄道会社に損害賠償を命じる判決が確定した他、記事をスクリーンショットして交流サイト（SNS）に繰り返し投稿していた男性が摘発されたケースなどがある。専門家は「記事の多くは著作物に当たり、利用の仕方を理解しておくことが大切」と話す。

> [産経新聞など100社の記事1万3000本を無断で社内共有か](#)

「私的使用」でなければ著作権侵害も

著作権問題に詳しい唐津真美弁護士によると、新聞や雑誌の記事は事故の発生など事実を並べた短いものを除き、多くは著作物に当たると考えられる。記事が著作物である場合、印刷、コピー、スクリーンショットは「複製」に当たり、基本的には許諾が必要になる。

許諾が不要なケースとして、個人で記事を見返せるようにコピーするなどの「私的使用」目的の場合がある。他にも学校などでの利用には特別なルールがあり、授業で教員や生徒が資料として記事を配るなどの場合は許諾は不要だ。

一方で、複製した記事を会社内やクライアントに参考資料として渡したり、SNSや社内の内部通信システムにアップしたりするなどの場合は、私的使用の範囲からは外れ、著作権侵害に当たるといえる。「複製した部分が記事の全文ではなく一部であっても、著作物と認められる内容であれば、問題ないとはいえない」と唐津氏は話す。

許諾を得るか、引用の形をとるか

記事を利用したい場合には許諾を得るか、「引用」の形をとる方法が挙げられる。例えば、取引先に渡す資料の本文中で「社会問題になっている〇〇にわが社はこう取り組んでいる」と説明する場合や、SNSなどで自身の意見や論評を述べる際に、出典を明記して必要な範囲で記事を引用することが可能だという。

本文が「主」、引用部分が「従」の関係であることがポイントといい、「主」の文章がない、まとめサイトは引用が成り立たない他、自身の意見に対して引用部分が大半を占めている場合などは注意が必要だという。

「無料記事が有料かは関係ない」

唐津氏は、記事を利用する際は、出版元や著作物の権利管理を行う「日本複製権センター（JRRC）」で複製の契約を行う▽引用の規定に沿う▽記事ではなくURLを貼り、簡単なタイトルとあらすじを付記する一などの使い方をすることが必要と説明。「記事が無料公開されているものか有料公開されているものかは関係なく、『無料記事だから大丈夫』『転載しても広告収入は得ていないから大丈夫』ではないと知っておくことが重要」と話している。（橋本愛）

©2020-2025 ©2020-2025 The Sankei Shimbun. All rights reserved.

（全スライド含め産経新聞2025年6月9日記事利用許諾取得済）

14

- ⑤従業員数1万人規模の大企業で役員が新聞記事等をPDF化し、職員にメール送信した後にイントラネット上で保管していた事例（JRRCへの通報）
→記事を複製されていた新聞社からの指摘によりデータをすべて削除となった

これ以外にも、JRRCには組織内で行われている著作物の無断利用についての通報や適正な複写・複製利用についての問合せが寄せられています。

1. JRRCのメインの事業について
(著作権のうち、複製権等の管理事業)

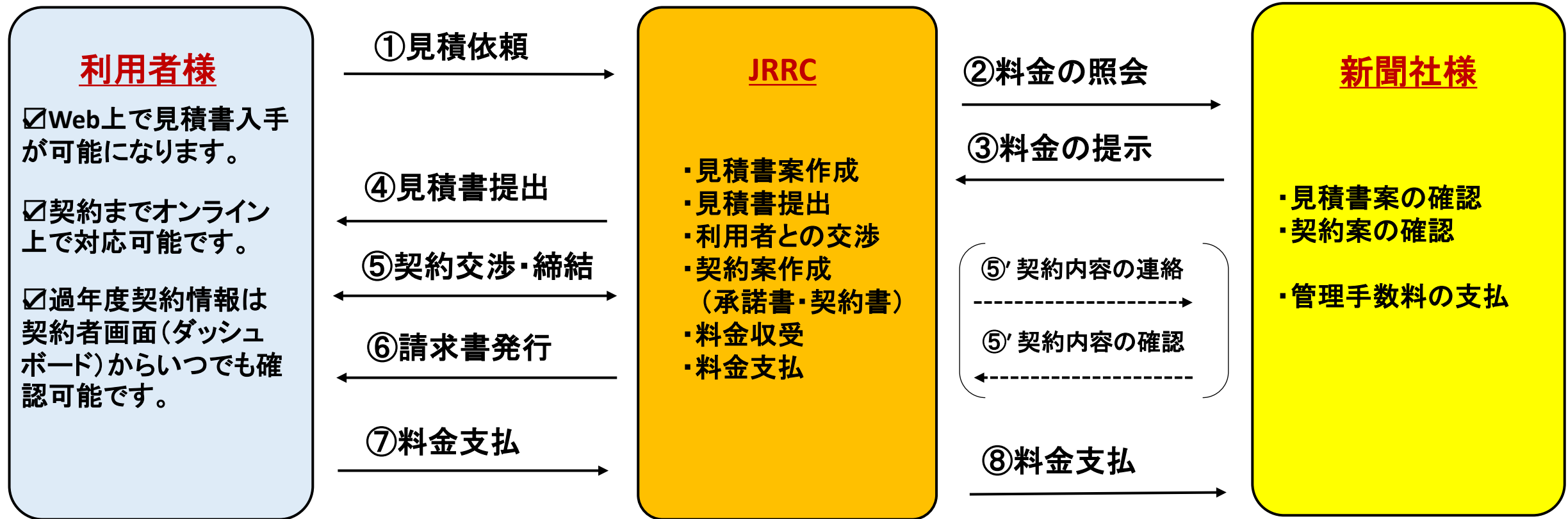
2. クリップング契約代行業務について

JRRCの新サービス「クリッピング契約代行業務」

- ☑ JRRCでは、利用者の皆様が新聞社と契約されている**新聞のクリッピング契約**を代行するサービス業務を開始します。
- ☑ この新サービスは、**利用者の皆様宛の見積書作成から契約締結、クリッピング料金の収受までを一括してJRRCが代行するものです。**

JRRCが30年以上に亘って実施している複製物利用許諾契約のノウハウを活かして、簡便にお手続きいただけます！

クリッピング契約代行業務のイメージは次のとおりです。



※見積書発行(①～④)は利用者様のご都合に合わせて(条件の変更、概算見積、本見積等)何度でも発行可能です。

「クリッピング契約代行業務」のメリット①

- ☑初回に利用者様の情報を登録いただきますと、次回以降は、
専用の利用者(契約者)画面ですべての操作が可能となります。
- ☑利用者様の情報(ご担当者様の変更等)はいつでも**オンライン**
上で変更可能です。
- ☑**過年度の契約情報も契約者画面からいつでも確認可能**です。



「クリッピング契約代行業務」のメリット②

《お見積り時》

- ☑各新聞社様が**お見積りに必要な条件**（サービスの種類・人数等）を**選択・入力**いただくだけで**見積書**が入手できます。
- ☑お見積り条件に変更があれば、**見積書の取り直しが可能です**（注：見積書は都度新聞社様のご確認を経て発行）。
- ☑**見積書の日付も選択可能**です。
- ☑**見積書は税抜き表示が基本**ですが、利用者様のご要望に応じて**税込み表示にも対応可能**です。



「クリッピング契約代行業務」のメリット③

《共同通信社オプション》

☑共同通信社の配信記事も複製可能に！

これまでは著作権が各新聞社に帰属する記事のみが複製可能でしたが、共同通信社の記事も複製可能になります。

本オプションにより、紙面のほとんどの記事が複製でき、さらに便利かつ安心して複製利用いただけます。

☑手続きは簡単！チェックを入れるだけです。共同通信社への別途申請等は不要です。



共同通信オプションを利用する

「クリッピング契約代行業務」のメリット④

《契約時》

- ☑ご契約は、基本的に利用者様からの契約のお申込みに対して、**JRRCが承諾書を発行することを以って成立となります。**
- ☑別途、**契約書の締結が必要な場合は、個別に対応させていただきます。**



「クリッピング契約代行業務」のメリット⑤

《請求書発行時》

- ☑ **請求書の発行希望日をご指定**いただけます（承諾書の日付以降となります）。
- ☑ 請求書は**インボイス制度に対応**しています。
- ☑ 請求書記載の支払い期限は、原則、請求書発行日の30日後となりますが、**官公庁の検収後の支払いに対応したご請求も可能です。**



「クリッピング契約代行業務」のメリット⑥

《新聞社様との緊密な連携と利用者様への迅速な対応》

- ☑新聞社様とJRRCはオンラインシステムを通じて、緊密に連携していますので、新聞社様による見積書案や契約案のご確認を円滑に行っていただけます。
- ☑利用者様からのご要望につきましては、**オンラインシステムの連絡用画面にご入力**いただくことで承ります。
- ☑その他のご質問やご要望はお問合せ窓口でいつでも承ります。オンラインシステムは適宜改修して参ります。



JRRCご契約案内及びお問い合わせ窓口

契約に関するご相談・ご質問につきましては、以下の**お問い合わせ窓口**からお願い致します。
電話でもメールでもどちらでも結構です。一般的な著作権に関するご相談も随時受付しております。

なお、**官公庁の皆様向けの特設サイト**もございます。→ <https://jrrc.or.jp/kankocho/>

また、**各新聞社の問合せ先**につきましては、**(一社)新聞著作権協議会(新著協)のWebサイト掲載の連絡先一覧**をご覧ください。→ <https://www.ccn.jp/contact.htm>

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)

事務局 契約担当

〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4愛宕東洋ビル7F

TEL: 03-6809-1281 Email: jrrc_info@jrrc.or.jp

<https://jrrc.or.jp/>

JRRC 

ご清聴ありがとうございました。



JRRC著作物複製利用許諾契約と新聞のクリッピング契約について

JRRCへの問合せが多いクリッピング契約との違いについてまとめた資料です。

JRRCのホームページでもご確認いただけます。

→ <https://jrrc.or.jp/contract/scope/#anc02>

JRRCの著作物複製利用契約と新聞のクリッピング・サービスについて

新聞を複製する場合に必要な許諾契約のイメージは以下の通りです。

○**各部局・課**において、新聞の記事をそれぞれ週に1記事程度の頻度で複製して内部で共有している場合

⇒**JRRCの著作物複製利用契約の許諾の範囲内**となるため、事前かつ個別の許諾手続きなしに複製が可能（利用目的が異なれば部課ごとに複製可能）。

○**総務や広報担当**が毎朝新聞をチェックし、必要な記事を切り抜いてコピーし、役員・幹部職員、関係部署に配布している場合

⇒この場合、上記の契約に加えて複製の頻度や複製部数（配布人数）に応じた**各新聞社とのクリッピング・サービス契約**の締結が必要。



参考資料 JRRCの著作物複製利用契約と新聞のクリッピング・サービスについて

複製部数・利用人数(クリッピングの場合は契約により増減する)

特定の部署が毎日複製するような場合は各新聞社との『**クリッピング契約**』が必要となります。

注：一媒体の記事を、同一組織または同一部署の中で、概ね月5記事以上利用する場合

新聞各社との契約により許諾される範囲

・クリッピング契約

→組織的・継続的・反復的に複製し、情報共有等のために組織内で利用する場合（利用頻度大）

・個別の許諾契約

→JRRCの許諾を超える部数・範囲で複製する場合やJRRCへ管理委託されていない場合（いずれの契約も該当新聞社に対して個別に問合せし、適切な契約を締結する必要あり）

JRRCの許諾範囲

- ・小部分、少部数、小規模の複製
- ・紙媒体のアナログ及びデジタル複製
- ・単発的な複製（利用頻度小）
（包括簡易方式契約により、簡便かつ適法な利用が可能）

!!!全従業員が複製利用可能!!!

POINT !

☑JRRC契約:

⇒**全従業員**が適法に複製可能となります。

☑クリッピング契約:

⇒**契約した人数・部署等の条件内で適法に頻度の高い複製**が可能となります。

少部数・小規模

アナログ複製: 30部以内
デジタル複製: 利用者
40名以内

小範囲

紙面の30%または60頁
のいずれか少ない方

対象者 (JRRC許諾は全従業員が対象)

複製範囲
(クリッピングの方が広い)

●JRRCの許諾

→**従業員全員**が対象

●各新聞社のクリッピング契約

→**契約時に定めた人数**が対象

参考資料 JRRCの著作物複製利用契約と新聞のクリッピング・サービスについて

各新聞社のクリッピング契約とJRRCの利用許諾契約の重複について

1階部分(ベース部分): JRRC契約

2階部分(選択的契約): 各新聞社のクリッピング契約

- ・クリッピング契約
→組織的・継続的・反復的に複製し、情報共有等のために組織内で利用する場合(利用頻度大)
- ・個別の許諾契約
→JRRCの許諾を超える部数・範囲で複製する場合やJRRCへ管理委託されていない場合

2階部分(選択的契約): 新聞各社との契約により許諾される契約⇒頻度の高い複製利用を必要な範囲でカバー

利用頻度が高い場合はJRRC許諾の範囲内でもクリッピングとなる

A新聞社
クリッピング
契約

B新聞社
クリッピング
契約

C新聞社
クリッピング
契約

...

他新聞社
(新聞著作権協議会
加盟68社(99紙)+
日経(4紙)+日本専門新
聞協会加盟約30社)のうち
クリッピング契約を有する
社との契約

※クリッピング契約を有して
いない社もあり

A新聞社
個別許諾
契約

B新聞社
個別許諾
契約

C新聞社
個別許諾
契約

...
他新聞社

1階部分(ベース部分): JRRCの許諾契約⇒全従業員の複製利用をカバー

⇒企業・公官庁等の組織内における全職員によるアナログ及びデジタル複製行為のベースとなる契約
(包括簡易方式契約により、簡便かつ適法な利用が可能)

- ・小部分(紙面の30%または60頁のいずれか少ない方)
- ・少部数(アナログ複製: 30部以内)、小規模(デジタル複製: 利用者40名以内)の複製
- ・単発的な紙媒体のアナログ及びデジタル複製(利用頻度小)